

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年9月25日(水)午後3時00分から午後4時20分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(27名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	10番 實川元久 委員
11番 塚本虎之助 委員	12番 二村正美 委員
13番 伊藤定夫 委員	14番 川口京子 委員
15番 太田忠治 委員	16番 大木清 委員
17番 及川誠 委員	18番 大木一夫 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 8件

議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)  
事務局長ほか3名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成25年度9月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長より御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ゆう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中27名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、3番伊能正啓委員 4番熱田幸子委員を指名  
いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番から5番は所有権移転に関する件であります。

**【議案第1号、番号1番から5番を議案書をもとに朗読】**  
番号1番から5番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項  
各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

18番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

16番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

10番 番号3番、4番について、譲受人は同一人です。譲受人は意欲的に営農をしており、労働力からみても問題ないと思われます。

3番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第4条の許可申請は、2件でございます。

【議案第2号、番号1番、2番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、201.65㎡に専用住宅を計画するものです。既に農地以外の利用に供されており始末書が提出されています。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、現況畑計499㎡を専用住宅及び車庫用地を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、専用住宅を計画するものです。申請人は理容業を営んでいますが、店舗の前に来客用の駐車場がないことから、申請地を駐車場として使用していたとのこと。住宅建築のため調査したところ農地であったとのこと。申請人は深く反省をしております。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

5番 番号2番について、専用住宅及び車庫の建築を計画するものです。現住宅は子供が住居するとのこと。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可後の計画変更申請は、1件でございます。

【議案第3号、番号1番を議案書をもとに朗読】

事務局 番号1番の申請地は、当初娘のために専用住宅用地として現況畑337㎡を譲受け計画をしていましたが、不要となったため継承者へ譲渡すものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、専用住宅を計画するものです。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第4号の議案書を御覧下さい。今月の農地法第5条の許可申請は、8件でございます。

**【議案第3号、番号1番から8番を議案書をもとに朗読】**

番号1番は、専用住宅用地として現況畑337㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番の申請地は、駐車場用地として現況畑計786㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番の申請地は、専用住宅用地として畑272㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番の申請地は、専用住宅用地として畑251㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番の申請地は、車両置場用地として1911㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番の申請地は、専用住宅及び車庫用地として現況畑330㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番の申請地は、専用住宅用地として畑計650㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番の申請地は、太陽光発電設備用地として現況畑計723㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

13番 番号1番について、現在両親と同居していますが、子供の成長に伴い手狭のため現況畑を譲受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番について、申請者が営んでいる店舗の駐車場が不足しており駐車場用地として計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

2番 番号3番について、譲受人は現在家族と同居していますが、手狭のため祖父より畑を借受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排

水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号4番について、譲受人は現在家族と同居していますが、手狭のため叔父より畑を譲受け専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

11番 番号5番について、申請地は既に農地法第5条の許可を受け事業用地として借受けていましたが、車両置場用地として譲受け計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

24番 番号6番について、譲受人は造園業を営んでいます。現在子供と同居しており手狭なため、現住宅は子供に譲り新たに専用住宅及び車庫を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

10番 番号7番について、譲受人は現在社宅に住んでおり、子供も成長し手狭となったため専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

6番 番号8番について、父より畑を借受け太陽光発電設備を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。ただし、土地改良区の意見書が添付されておられません。申請者へ確認したところ現在改良区と協議し手続きの準備をしており手続きをすとの回答を得ています。

議長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

1番 番号8番については、本案件は別に審議採決してはどうかと思います。

15番 ただ今の発言に同意します。

議長 ただ今、鈴木委員、太田委員より本案件は別に審議採決してはどうかとの意見がありました。これにご意見はございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議なしと認め、本案件は他の案件とは別に審議採決します。

議 長 番号 8 番を除き質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」番号 8 番を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。番号 8 番を除き原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 暫時休憩をします。

議 長 会議を再開します。  
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」の番号 8 番について質疑、御意見はございませんか。

2 3 番 周辺農地への日照、排水等の影響や、農地区分や転用目的に問題ないように思います。

1 9 番 土地改良区との協議が整っていない状況と思います。申請地は周辺農地への日照、排水等の影響や、農地区分や転用目的に問題ないように思います。  
書類が不備である旨の意見を付して県へ進達しては如何かと思います。

議 長 その他、質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。番号8番について土地改良区の意見書を添付させること、との意見を付した上で許可相当として県へ進達することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、左様決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。  
あっせん申出番号1番については、畑5筆を、売買又は賃借したいとのことです。あっせん申出番号2番については、田3筆、現況畑7筆を、売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に5番鈴木一郎委員、21番林豊委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に6番江波戸博委員、19番伊藤秀雄委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。  
あっせん申出番号1番のあっせん委員に5番鈴木一郎委員、21番林豊

委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に6番江波戸博委員、19番伊藤秀雄委員を、選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法18条第6項の規定による通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局専決により書類を受理しました。

議長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る意見決定について	1件
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	8件
議案第5号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	2件
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成25年9月25日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。